

令和5年度

はんどちゃんネットワーク運動 サロン活動応援助成金募集要項

～地域の居場所・つながりの場のサロン活動を応援します～



1 助成金の趣旨・目的

茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民同士の交流を深め、地域のつながりづくり、生活課題の解決の場となるサロン（居場所・つながりの場）を起点とした地域福祉活動を応援しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今、サロン活動を再開したいと考えている個人・団体、サロン活動にオンラインを活用した活動を取り入れる個人・団体を応援するため、助成を行います。

2 助成対象団体等

- (1) 茨城県内においてボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源（人とのつながりや知識・経験、設備や資金など）を活用しながらサロン活動に取り組む、茨城県に拠点を有する団体（グループ）、または茨城県在住の個人。
- (2) 下記①から③の団体については、助成対象外となります。
 - ① 営利を目的とする団体、政治・宗教・選挙活動に関する団体。
 - ② 本助成事業と同内容の助成を過去5年以内に受けている団体。具体的には、以下（ア）～（イ）の助成を受けている団体は、申込みできません。
 - （ア）平成30年度～令和2年度「はんどちゃんネットワーク運動サロン拠点整備・活動拡大助成金」
 - （イ）令和3・4年度「はんどちゃんネットワーク運動サロン活動応援助成金」
 - ③ 令和4・5年度「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けている団体

3 助成金の種類

- (1) 「サロン立ち上げ・再開助成金」
 - ①今年（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに）地域のつながりづくりや居場所を目的として、新たにサロンを立ち上げる費用の助成。
 - ②新型コロナウイルス感染症等などの事情により、休止していたサロンを再開するための費用の助成。
- (2) 「オンラインを導入するサロン立ち上げ・拡大助成金」
 - ①新たにオンラインを活用、または導入するサロンに必要な経費の助成。
 - ②従来のサロン活動に、オンラインを活用または導入するサロン活動への費用の助成。

※サロン活動の一部に、オンラインを導入するサロン活動や、オンラインのみのサロンも対象です。

※ここでいうオンラインを導入する活動とは、Zoom等のオンラインツール、メール、LINE、SNS、YouTubeなどを利用した活動です。

4 助成対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する活動を対象とします。

※新規で活動を開始する場合には、令和5年4月1日から令和5年12月31日までに開始する活動を対象とします。

5 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

活動に直接必要となる以下の経費(費目)とします。

費目	対象となる経費の主な内容等
報償費	講師謝礼、調査及び研究にかかる報償等
旅費	交通費、宿泊費等
消耗品費	消耗品(体温計、消毒液、Web会議用マイクなど)、材料、食料、書籍の購入等
印刷製本費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通信運搬費	手紙等の郵送費や宅配料の費用、インターネットサービス利用料、Wi-Fi利用料、通信運搬にかかる経費等
賃借料	会場使用料、機器(モバイルWi-Fiなど)、WEB会議サービス利用料、セキュリティソフト、動画編集ソフト等の賃借料等
備品費	サロン開設及び活動開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
その他	サロン開設及び活動開始の初期投資として認められたもの

(注)1点2万円以上の備品を購入する場合を「備品」とします。購入備品には、指定のステッカーを貼付し、令和10年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象とならない経費

団体等の通常の運営にかかる経費(スタッフの人件費、事務所等の家賃、光熱水費等)

その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

種 別	サロン 立ち上げ・再開助成金	オンラインを導入する サロン立ち上げ・拡大助成金
助成金の上限	1サロンあたり50,000円	1サロンあたり50,000円
採択予定数	11カ所程度	4カ所程度

① 必要経費が50,000円に満たない場合は、その額を助成額とします。

② 助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

6 交付申請方法

(1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書(様式第1号)及び団体等の今年度の事業計画書と事業収支予算書を、(2)の期限までに郵送又は持参する方法により本会に提出してください。

(2) 申請期限：令和5年7月31日(月)午後5時まで(本会必着)

※いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。

(3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについて御承ください。

(4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に控えをおとりください。

(5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、御活用ください。

茨城県社会福祉協議会のホームページ → <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

(6) 交付申請書に記載された個人情報、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

7 審査方法

助成金は、提出書類に基づき次に掲げる審査項目を勘案して選考します。

【審査項目（着眼点）】

- ① **運営者の姿勢：** サロンに対する想いがあるか。運営のための仲間がいるか。相談できる機関・団体・人物がいるか。
- ② **社会資源の活用：** 地域の人材や身近な建物等を活用した（新たな）活動であるか。活動拠点の地域（組織）や社会福祉協議会等とつながりがあるか。
- ③ **継続性：** 単発の活動ではなく、継続が期待できる新たな活動であるか。
- ④ **財源の確保：** 独自に財源の確保に努めているか。

8 助成金の交付決定

- (1) 申請書類に基づき「はんどちゃん運動推進委員会」において審査の上、助成の可否を決定します。
- (2) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。
- (3) 交付決定は、令和5年8月下旬を予定しております。
- (4) 助成を受けた団体等につきましては、活動内容把握のため、委員会にてサロンを訪問させていただき予定をしておりますので御協力願います。訪問日につきましては、別途、御連絡させていただきます。

9 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体等は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）及び団体等の事業収支決算書を本会に提出してください（実績報告書提出期限：令和6年3月31日）。

10 助成金の返還

- (1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。
※ 単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。
ただし、助成が決定した場合、申請した事業に係る費用であれば、助成金が入金される前に支払った経費を助成金に振り替えることができます。
- (2) 次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。
 - ① 助成金を目的外に使用したとき。
 - ② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施ができなかったとき。

11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部
〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2F
電話：029-243-3805 e-mail：machi1@ibaraki-welfare.or.jp

↑数字の1です。

(※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時)